

「第2期愛知県歯科口腔保健基本計画」概要

愛知県では、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第十三条及び「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」第九条に基づく計画として、2013年3月に「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定し、県民の歯と口の健康づくりを総合的かつ計画的に推進してきた。

2023年10月に国から示された、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」を踏まえ、2024年度から開始となる「第2期愛知県歯科口腔保健基本計画（2024年3月公表）」を策定した。

1 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

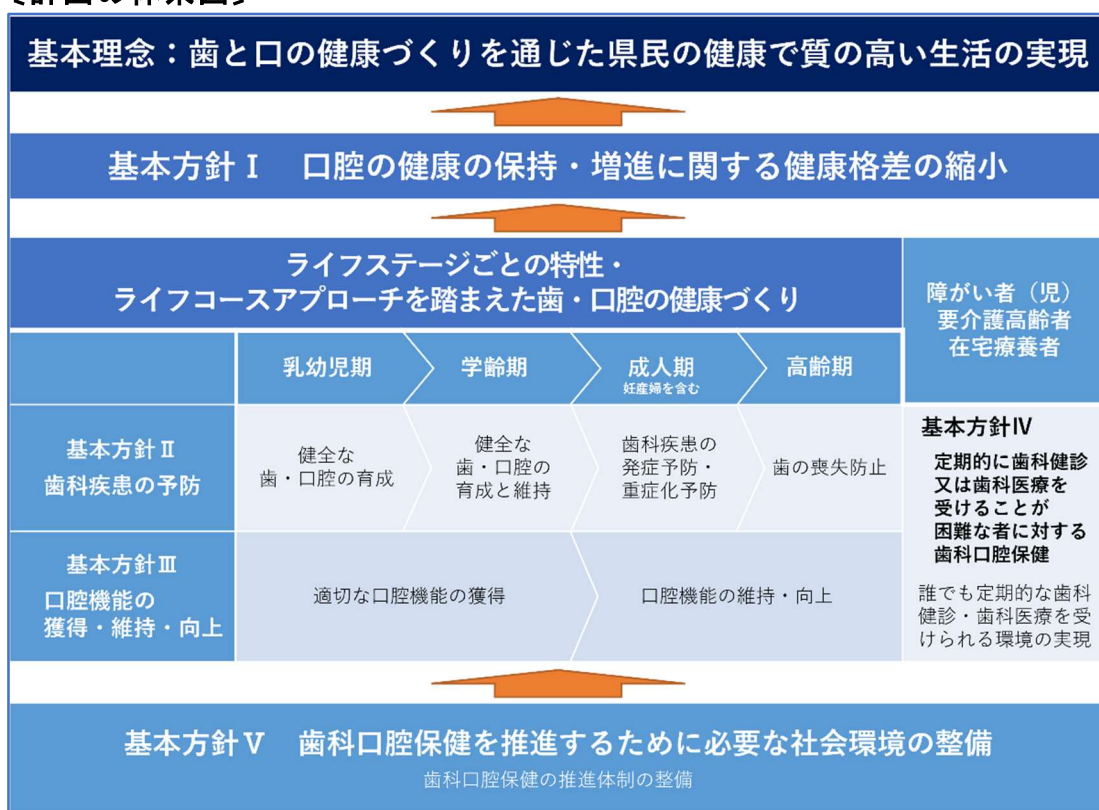
2 計画期間

2024年度から2035年度まで（12年間）

3 基本方針

県民が「生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができる」ことを実現するため、基本方針及び目標を設定する。基本方針ⅡとⅢについては、ライフステージ（乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）の特性を考慮しながら、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）も踏まえて歯科口腔保健の推進に取り組む。

〔計画の体系図〕



4 主な目標・指標・取組

(1) 基本方針に係る主な目標・指標

基本方針		目標・指標
基本方針Ⅱ	乳幼児期	3歳児でむし歯のない者の割合の増加
		3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合の減少
	学齢期	12歳児でむし歯のない者の割合の増加
		フッ化物洗口を実施する施設の割合の増加
	成人期	40歳で歯周炎を有する者の割合の減少
		20歳代又は30歳代を対象とした歯科健康診査を実施している市町村の割合の増加
	高齢期	80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加
基本方針Ⅲ	乳幼児期 学齢期	3歳児で口のために飲み込めない・かまずに丸飲みする者の割合の減少
	成人期 高齢期	75歳以上で咀嚼良好者の割合の増加
		「オーラルフレイル」を知っている者の割合の増加
基本方針Ⅳ	障がい者等	歯科の協力体制のある障害者支援施設及び障害児入所施設の割合の増加
		在宅療養支援歯科診療所の割合の増加
	へき地在住者	歯科保健医療ニーズ及び課題把握

(2) その他の歯科口腔保健の推進に関する事項

ア 調査及び研究に関する事項

イ その他の歯科口腔保健の推進に関する事項

- ・ 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
- ・ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成
- ・ 大規模災害時の歯科口腔保健
- ・ 歯科健診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていないこどもを早期に発見するための対策

5 計画の評価及びスケジュールについて

愛知県健康づくり推進協議会及び歯科口腔保健対策部会において、計画の方向性に関する検討を行う。

2029年度に中間評価、2034年度に最終評価を実施する。

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
県	第2期計画開始				☆	中間評価				☆	最終評価	第3期計画策定	第3期計画開始
国	第二次計画開始★	ベースライン提示			★	中間評価			★	最終評価	次期プラン策定		次期プラン開始

☆：愛知県生活習慣関連調査 ★：歯科疾患実態調査（厚生労働省）